

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

同 代 理 人 〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

処 分 庁 田川市長

審査請求人が令和元年7月26日に提起した、田川市長が令和元年5月9日付けで行った退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 平成30年8月17日23時頃から翌18日4時頃にかけて、審査請求人は、市内の飲食店5軒を訪れ飲酒した。
- 2 平成30年8月18日6時頃、審査請求人は、市内の駐車場出口において、自動車を運転して通過する際、ゲートバーを損壊した。
- 3 平成30年8月18日6時30分頃、審査請求人は、自宅近くの駐車場において自動車内に眠っているところを警察官に発見され、同日17時頃に器物損壊容疑で逮捕され

- た。また、審査請求人は、発見された際の飲酒検査において、呼気1リットル当たり0.92ミリグラムのアルコールが検出され、道路交通法違反容疑で捜査を受けた。
- 4 平成30年8月22日、審査請求人は、損壊したゲートバーの所有者とその損壊についての示談が成立した。
- 5 平成30年10月25日、審査請求人は、器物損壊容疑については不起訴となり、道路交通法違反容疑については罰金50万円の略式命令を受けた。
- 6 令和元年5月9日、任命権者（田川市長）は、審査請求人に対し、懲戒免職処分を行った。
- 7 令和元年5月9日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 8 令和元年7月26日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決を求める本件審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決を求めている。

- (1) 処分庁は、恣意的に、本来適用されるべき田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号。以下「本件条例」という。）では全部又は一部を支給しないことができると規定しながらこれを無視し、国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日付け総人第261号総務大臣通知。以下「本件運用方針」という。）により国家公務員制度を適用しているが、これは明らかに裁量権の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用している。

仮に、田川市が退職手当に関する処分に際して本件運用方針を参酌することが許容されるとしても、審査請求人の主張している事情に照らせば、本件は「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」（本件運用方針第12条関係2項イ）に該当するから、退職手当の全部を支給しないことを選択することは社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱するものである。

- (2) 審査請求人の非違行為は、次に掲げる事情を考慮すれば、永年の勤続の功を全て抹消してしまうほどの重大な背信行為ではなく、本件処分には裁量権の濫用がある。

ア 意図

ゲートバーを損壊したその意図は、駐車料金の支払を免れるという不正なものではなかったという事情。審査請求人は、処分庁に対し「スナックでお酒を飲んだところまでは覚えているが、それ以降、停車中の自動車の車内で寝ていたところを警察官から起こされるまでの記憶が全くない」旨を説明してきており、非違行為後の審査請求人が見聞きしたところから、審査請求人の誤認によりゲートバーを損壊したものであると報告している。このことは、駐車料金の支払を逃れる意図であった事案と比べて相対的に悪質性が低いことを示しているから、一定程度審査請求人に有利にしん酌されてしかるべきである。

#### イ 態様及び結果

酒酔い運転の事案や人身事故を起こした事案との比較において相対的に悪質性が低いといえる事情

#### ウ 被害弁償・示談成立等

被害弁償及び示談成立により、被害が一定程度回復され、被害感情が一定程度和らいでいることを示している事情

#### エ 役職及び地位

審査請求人の役職及び地位からその職責の程度は決して高いとはいえない事情

#### オ 処分歴

以前に懲戒処分を受けたことがない事情

#### カ 反省

審査請求人が反省していることを示しているという事情

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次の理由により、本件処分について棄却の裁決を求めている。

- (1) 本件条例は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第12条第1項第1号と趣旨を同一とするものであり、本件運用方針に基づいて判断されることを予定して成立したものであって、本件条例の解釈・運用に当たっても、法第12条第1項第1号及び本件運用方針に基づいて行われるものであり、1の(1)の審査請求人の主張は、全くの誤解である。
- (2) 本件運用方針は、懲戒免職等退職者の退職手当についてその全額を支給しないことを原則とし、例外的に一部を支給することを検討することができる場合を示しており、本件処分に当たりその一部を支給することを検討する事情が認められないため、その

全部を支給しないとの処分を行ったものであり、何ら裁量権の逸脱又は濫用があったものとは認められない。

(3) 審査請求人の非違行為は、全体の奉仕者として率先して法令を遵守する立場にある市職員としてあるまじきもので、市民の信頼を裏切り市職員全体の名誉と信頼を著しく失墜させた。また、審査請求人の非違行為が新聞やテレビ等で大きく報じられた結果、市民から多数の苦情等が寄せられるなど、市民の市政に対する信頼を失墜させ、公務の運営に計り知れない影響を与えたものであり、停職処分とする特段の事情は認められない。

(4) 1の(2)の審査請求人の主張は、次に掲げるとおりいずれも理由がない。審査請求人の主張する一切の事情を十分考慮した上で本件処分を判断したのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

#### ア 意図

本件非違行為においてより重要な点は、飲酒運転の上でゲートバー破損事件を発生させたという点であり、飲酒運転の経緯（意図）に着目せず、ゲートバー破損の意図のみを重視することは相当ではない。

#### イ 態様及び結果

審査請求人の呼気から基準値の6倍以上のアルコールが検出されており、さらに記憶すらない状態で運転していたというのであるから、酒酔い運転で処罰されていても何らおかしくない事案であり、人身事故等が現実に発生しなかったのは、偶然の結果にすぎない。

#### ウ 被害弁償・示談成立等

示談の相手方と、偶然、個人的な面識があったからにすぎず、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信頼を著しく失墜させた事実には変わりはない。

#### エ 役職及び地位

後輩職員が多数いることも事実であり、中堅職員として模範となるべき立場にあった審査請求人が起こした本件非違行為は、不適切の極みと言わざるを得ない。

#### オ 処分歴

懲戒処分歴がないといって処分を軽減する理由にはならない。

#### カ 反省

審査請求人が反省していることを示しているという事情は、過大に考慮されるよ

うなものではない。

- (5) 田川市は、平成27年2月に発生した職員の飲酒運転事案を契機に飲酒運転撲滅に向けた取組を強化し、併せて、万一、飲酒運転を行った場合に免職は免れられないことを十分に認識し、公務内外を問わず自覚ある行動を執るよう、要請してきた。それにもかかわらず審査請求人が飲酒運転に及んだことは重大である。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第12条第1項において、退職手当管理機関は、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。」と規定している。
- (2) 本件条例第12条第1項において、退職手当管理機関は、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。」と規定している。
- (3) 本件運用方針の第12条関係の項の第1号には、「非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするもの」としており、退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合のひとつとして「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」と定めている。
- (4) 本件条例第12条第1項の規定は、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について」（平成21年3月31日付け総行給第45号総務省自治行政局公務員部長通知。以下「総務省通知」という。）による要請に基づき改正されたもので、この総務省通知には「今回の国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえた「国家公務員退職手当法の運用方針（略）」においては、退職した者が改正後の国家公務

員退職手当法第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則としていること。また、当該運用方針は別添のとおりであるので、その内容にも留意すること」と要請しており、地方公務員の退職手当制度においても本件運用方針と同様の措置を講ずることを求めている。

## 2 本件処分の適否について

### (1) 本件処分の適否についての判断基準

本件条例第12条第1項の規定において、退職手当管理機関は、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。」と規定している。

この規定により、どの程度の処分を行うかは退職手当管理機関の裁量に任されていると解すべきである。この退職手当管理機関の裁量権に関しては、「退職手当管理機関がその裁量権を行使してした退職手当支給制限処分が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法であると判断すべきもの」と解されている（平成29年10月20日名古屋高等裁判所判決）。

### (2) 田川市が本件処分に際して本件運用方針を参酌していることについて

本件条例第12条第1項の規定は、総務省通知の要請に基づき整備されたものであると認められる。よって、退職手当管理機関である処分庁が本件処分を行うに当たり、規定の整備と同様に、本件運用方針を参酌したことについて、当然として総務省通知の要請に合致するものであると認められ、このことをもって、処分庁において裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとは認められない。また、処分庁が独自に処分基準を定めることなく、本件運用方針を「参酌する」という方法により処分基準としていることについて、処分基準を何によるべきか決定するのは処分庁の裁量権に属するものであり、「参酌する」というその目的が総務省通知に従って処分を適法に行うところにあるものといえることから、形式的にも実質的にも違法性又は不当性は認められない。

(3) 本件処分の違法性及び不当性の有無について

審査請求人の非違行為の態様は、自ら記憶をなくすほどの飲酒を行った結果、その記憶すらない状態で自宅近くの駐車場まで自動車を運転したというもので、極めて悪質で人に危害を及ぼしかねない危険な行為である。また、市民の市政に対する信頼を失墜させ、苦情等の対応のため公務の運営に計り知れない影響を与えており、審査請求人の責任は、明らかに重大なものというべきである。

この非違行為に対し、審査請求人は有利にしん酌されるべき「意図」、「態様及び結果」、「被害弁償・示談成立等」、「役職及び地位」、「処分歴」、「反省」等があると主張するが、これらの主張を勘案しても、市が飲酒運転撲滅に向けた取組を実施している最中に起こした事件でもあり、もはや審査請求人のこれらの主張の全ては没却されて、退職手当の全部が支給されないこともやむを得ないと認めることが相当である。

また、審査請求人は、本件が本件運用方針の第12条関係の項の「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」に該当すると主張するが、本件処分に先立って行われた審査請求人に対する任命権者の懲戒免職処分において、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に特に厳しい措置として懲戒免職処分が行われたという事実は確認されておらず、また、この懲戒免職処分そのものの可否については、本件審査請求において判断することができるものではない。

以上から、本件処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、退職手当管理機関である処分庁において裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したという事実は認められないことから、本件処分は適法であり、妥当である。

3 議会の意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により、給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならないとされているところ、当庁は、本件審査請求について令和2年6月12日に田川市議会にこれを諮問し、同年7月1日に同議会から、本件処分は妥当であり、本件審査請求を棄却すべき旨の答申を得た。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月1日

審査庁 田川市長 二 場 公 人

（教示）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。